

令和3年度市民税・県民税 申告受付相談が始まります

▽問い合わせ先＝税務課市民税係(☎内線153・154)

市では、2月1日(月)から3月15日(月)までの期間、令和3年度市民税・県民税申告受付相談を行います。

▽受付日程＝5ページのとおり
▽申告書が送付される人＝令和3年1月1日現在、本市に住民登録している18歳以上の人で、前年度に本市で市民税・県民税の申告をした人(確定申告を除く)

※申告書が送付されていなくても、次に該当する人は申告をしてください。

■申告する必要がある人

- ①令和3年1月1日現在、本市に住民登録しており、令和2年1月1日～令和2年12月31日の1年間に営業(漁業を含む)・農業・不動産・山林・譲渡などの所得があった人
- ②給与所得者のうち、勤務先で年末調整をしていない人
- ③所得控除などの追加・変更がある人

得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありませんが、市民税・県民税の申告が必要です。

※各種控除を適用し、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

※「令和2年分の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を日本年金機構に提出していない人は、扶養控除などが適用されていない場合があります。

適用については、お手元の「公的年金等の源泉徴収票」を確認ください。

■収入がなくても

申告が必要な場合

- ①所得税の確定申告(還付申告を含む)をした人
 - ②給与所得者のうち、勤務先で年末調整を済ませた人で、勤務先からの給与以外に所得がない人や、源泉徴収票に記載された所得控除に追加・訂正がない人
 - ③収入が公的年金のみで、源泉徴収票に記載された所得控除に追加・訂正がない人
- 公的年金などの受給者の皆さんへ
公的年金の収入金額が40万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありませんが、市民税・県民税の申告が必要です。
- ※「令和2年分の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を日本年金機構に提出していない人は、扶養控除などが適用されていない場合があります。
- 適用については、お手元の「公的年金等の源泉徴収票」を確認ください。

- ④郵送での提出
 - ⑤通帳など口座番号が確認できるもの
 - ⑥申告者と扶養親族のマイナンバー(個人番号)および申告者の本人確認書類
 - ⑦提出先＝本庁税務課市民税係(7番窓口)、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所
 - ⑧提出期限＝3月15日(月)
- ※送付先＝税務課市民税係
- ※申告受付相談会場での提出
- ※提出先＝本庁税務課市民税係(7番窓口)、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所
- ▽提出期限＝3月15日(月)
- 住宅借入金等特別控除と配当割額・株式等譲渡所得割額の控除の適用を受ける皆さんへ
- これらの控除の適用を受ける場合は、申告が必要です。
- なお、配当割額および株式等譲渡所得割額については、市民税・県民税の納税通知書が送達されるまでに申告がない場合は、控除が適用されませんので注意してください。
- 相談会場に次のものを忘れずに持参ください
- ①給与や公的年金などの収入がある人＝給与や公的年金などの源泉徴収票
 - ②営業、農業、不動産などの収入がある人＝収入、経費が分かる明細書や領収書などの資料
 - ③各種控除の適用を受ける人＝生命保険料の支払証明書など、各種控除を確認できる資料
 - ④印鑑(ゴム印は不可)

- ⑤通帳など口座番号が確認できるもの
 - ⑥申告者と扶養親族のマイナンバー(個人番号)および申告者の本人確認書類
 - ⑦提出先＝本庁税務課市民税係(7番窓口)、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所
 - ⑧提出期限＝3月15日(月)
- 住宅借入金等特別控除と配当割額・株式等譲渡所得割額の控除の適用を受ける皆さんへ
- これらの控除の適用を受ける場合は、申告が必要です。
- なお、配当割額および株式等譲渡所得割額については、市民税・県民税の納税通知書が送達されるまでに申告がない場合は、控除が適用されませんので注意してください。
- 相談会場に次のものを忘れずに持参ください
- ①給与や公的年金などの収入がある人＝給与や公的年金などの源泉徴収票
 - ②営業、農業、不動産などの収入がある人＝収入、経費が分かる明細書や領収書などの資料
 - ③各種控除の適用を受ける人＝生命保険料の支払証明書など、各種控除を確認できる資料
 - ④印鑑(ゴム印は不可)
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、以下に協力ください
- ・会場でのマスクの着用および手指の消毒
 - ・窓口の混雑緩和のため、申告の手引きの記載例を見ながら、ご自身の申告書の作成や資料の整理
 - ・郵送での提出
 - ・37.5℃以上の発熱がある、または体調不良の人は、来場を控えてください。
- ◆新型コロナウイルス感染症対策のため、以下に協力ください
- ◆会場でのマスクの着用および手指の消毒
- ◆窓口の混雑緩和のため、申告の手引きの記載例を見ながら、ご自身の申告書の作成や資料の整理
- ◆郵送での提出
- ◆37.5℃以上の発熱がある、または体調不良の人は、来場を控えてください。

申告に必要な資料などを発行します

市では、申告の際に必要な税の領収書などを紛失した人に、次の資料を発行します。

▽発行できる資料＝(令和2年分の国民健康保険税、固定資産税、介護保険料、後期

高齢者医療保険料の「納付額のお知らせ」
※公的年金(遺族年金、障害年金を除く)から特別徴収されている税・保険料を除く。

▽手数料＝無料
▽発行場所



- ・市役所本庁税務課
- ・三陸支所
- ・綾里・吉浜地域振興出張所

令和3年度市民税・県民税申告受付相談日程表

■臨時会場：2月1日(月)～12日(金)※どの会場でも申告できます

期日	会場	時間
2月1日(月)	立根生活改善センター	午前9時30分～午後3時
2月2日(火)	三陸公民館	午前9時30分～午後4時
2月3日(水)	三陸公民館	午前9時30分～午後3時
2月4日(木)	綾里地区コミュニティ施設	午前9時30分～午後4時
2月5日(金)	綾里地区コミュニティ施設	午前9時30分～午後3時
2月8日(月)	日頃市地区公民館	午前9時30分～午後3時
2月9日(火)	ふるさとセンター(末崎町)	午前9時30分～午後4時
2月10日(水)	ふるさとセンター(末崎町)	午前9時30分～午後3時
2月12日(金)	吉浜地区拠点センター	午前9時30分～午後3時

※申告会場および申告受付日により、受付時間が異なりますので注意してください。

■本会場：2月15日(月)～3月15日(月)

期日	会場	時間
2月15日(月)～19日(金)	市役所本庁 地階大会議室	午前9時～午後4時
2月22日(月)		
2月24日(水)～2月26日(金)		
2月28日(日)		
3月1日(月)～5日(金)		
3月7日(日)		
3月8日(月)～12日(金)		
3月15日(月)		

市民税・県民税の租税条約適用の手続きを忘れずに

租税条約とは、所得税、法人税、地方税の二重課税の回避や脱税防止のために、日本と相手国との間で特別に条約を定めたものをいい、相手国によってそれぞれ内容が異なります。

租税条約締結国からの留学生、事業修習者などで一定の要件を満たす場合は、所得税や市民税・県民税の一部が免除される場合があります。

市民税・県民税の免除を受けようとする場合は、市役所本庁税務課で手続きが必要です。

■市民税・県民税の免除手続き

▷提出書類

- ①租税条約の規定による市民税・県民税免除に関する届出書(市ホームページからダウンロードできます)

- ②税務署に提出した「租税条約に関する届出」の写し

▷提出期限＝3月15日(月)【期限厳守】

▷その他

- ・租税条約の対象期間中は、毎年手続きが必要です。

手続きをしていない年は、市民税・県民税が免除されませんので、給与支払者の皆さんは注意してください。

- ・租税条約の詳しい内容、所得税の免除を受けるための手続きは、国税庁ホームページをご覧ください。
- ・国税庁ホームページをご覧ください。

▷問い合わせ先＝税務課市民税係(☎内線154)

